

鹿屋市認知症地域支援・ケア向上推進事業実施要綱の一部を改正する要綱
鹿屋市認知症地域支援・ケア向上推進事業実施要綱（平成27年鹿屋市告示第131号）の一部を次のように改正する。

第4条中「事業を円滑かつ効果的に実施するため、鹿屋市地域包括支援センター、高齢福祉課及び第2条の規定により事業の委託を受けた者」を「事業を効果的に実施できると認められる場所」に改める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。